

佐野市中央公民館モバイルWi-Fiルーター貸出利用規約

(目的)

第1条 この規約は、佐野市中央公民館（以下「公民館」という。）の利用者の利便性の向上を図るため、公民館が行うモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）の貸出及び利用について必要な事項を定めるものとする。

(ルーターの利用)

第2条 ルーターは、公民館の施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可を受けた施設及び時間の範囲内で利用できるものとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 ルーターの貸出を受けようとするものは、この規約に同意の上、事前に公民館に申し出なければならない。

3 ルーターを利用してインターネットに接続するための情報通信端末（Wi-Fi機能を有するパソコン、スマートフォン等）は、利用者が準備するものとし、セキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

4 貸出時、利用者はルーターおよび付属品の状態を確認し、不備や問題がある場合は館長に報告するものとする。貸出時に問題が報告されなかった場合、返却時に問題が発生した責任は利用者に帰属するものとする。

5 利用者は、ルーターの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成11年法律第128号）」その他の関係法令等を遵守しなければならない。

6 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルタリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとする。

7 利用者は、ルーターの返却にあたり、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとする。

(利用料)

第3条 ルーターの貸出及び利用は、無料とする。

(遵守事項)

第4条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ルーターの設定変更を行わないこと。

(2) 許可された公共施設内で利用することとし、外部へ持ち出しはしないこと。

(3) 使用目的を達成するためのみに利用し、不要な端末等の接続は行わないこと。

(4) 利用者は、貸出されたルーターを第三者に貸与、譲渡、又は使用させないこと。

(5) 破損や故障につながる行為を行わないこと。

(6) 他者による破損や盗難等、危険行為にさらされないよう適正管理に努めること。

(7) 故障・破損・紛失した場合は、速やかに施設管理者へ報告すること。

(禁止事項)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適切と認める行為
(利用承認の取消し等)

第6条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この規約の規定に違反したとき。
- (2) 利用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意若しくは過失によりルーターを損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第5条の規定に該当する利用者の行為によって本市、施設利用者及び第三者に損害が生じたときは、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

3 利用規約違反が確認された場合、館長は利用者に対し速やかに書面又は口頭にて通知し、必要に応じて是正措置を求め、場合によっては利用停止又は損害賠償請求を行うものとする。

(貸出の休止・中止)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ルーターの貸出を休止又は中止できるものとする。

- (1) ルーターの故障、紛失等、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 公用又は公共用のために使用する必要があるとき。
- (3) 災害、事故その他の非常事態により、ルーターの貸出ができないとき。
- (4) その他、館長が必要と認めるとき。

(免責)

第9条 ルーターの利用によって利用者に生じた損害及び他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

2 ルーターの貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他ルーターの利用に関連して発生した利用者の損害について、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がルーターの利用を通じて得る情報の内容等については、教育委員会は一切保証しないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 ルーターの利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の種類、ソフトウェア等によって、ルーターを利用できない場合があっても、教

育委員会は一切責任を負わないものとする。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第10条 館長は、次に掲げる目的のため、ルーターの利用内訳等を利用履歴として取得することができるものとする。

(1) ルーターの利用状況を調査する場合

(2) ルーター貸出利用の内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

2 取得した利用履歴や接続情報は利用許可の目的範囲内でのみ使用し、第三者への提供は行わないものとする。ただし、法令に基づく場合はこれを例外とする。

(他公民館への貸出)

第11条 館長は、必要に応じて、佐野市公民館条例(平成17年佐野市条例第96号)第3条に掲げる公民館の館長へルーターを貸し出すことができる。

2 貸出を受けた公民館でのルーターの貸出及び利用については、この規約を準用するものとする。

(災害時の対応)

第12条 災害時等の緊急事態が発生した場合、館長は通常の規約にかかわらず、ルーターを一時的に通常使用以外の目的に供することができる。

(本規約の変更)

第13条 館長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、ルーターの貸出及び利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年8月1日から適用する。